

日本自殺総合対策学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本自殺総合対策学会（Japanese Society of Comprehensive Suicide Countermeasures）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第3条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法等により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、自殺対策の「実践の現場」、「研究」、「政策」との連動性を高め、新たな自殺対策の政策形成に資する学術的基盤を会員相互で共有し、その成果が自殺対策の推進に資するよう、社会に還元することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 自殺対策に関する大会の開催及び講演・研修会等の開催

(2) 学会の定期刊行物等の発刊

(3) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業を行うために必要な細則は、理事会において定める。

3 第1項の事業は、国内外において行うものとする。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 会員と代議員

(会員の種別)

第7条 本会に次の会員を置く。

(1) 普通会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。

(2) 法人会員 本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める法人、団体。

(3) 学生会員 大学及びこれらに準ずる学校に在籍し、自殺対策に関心のある大学院生・学部学生であって、本会の趣旨に賛同し、別に定める会費を納める者。

(会員の入会)

第8条 会員になろうとする者は、原則として代議員の紹介による入会申込書に当該年度の会費を添えて事務局に提出し、理事長にその承認を得なければならない。

2 会員は、会費を当該年度の6月30日までに納入しなければならない。ただし、新入会員

は入会時に納入するものとする。

(会員の権利)

第9条 普通会員及び法人会員は、大会に参加および大会で研究を発表し、学会の発刊する定期刊行物の配布を受けることができる。

2 学生会員は、大会に参加および大会で研究を発表することができる。ただし、発表する場合は当該年度の大会事務局で決定した大会開催要綱による。

(会員の退会)

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は会員の資格を失う。

(1) 本人より退会の申出があったとき。

(2) 会費を翌年度末までに納入しなかったとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 会員としてふさわしくない行為により除名処分を受けたとき。ただし、除名処分に関する規程は別に定める。

(代議員の選任)

第11条 本会は、普通会員から地域別、職能別に代議員を選出する。

2 地域別の代議員の定数は、地域ブロック別に各2名とする。地域ブロックの区分は、北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、中部・東海ブロック、関西・中国ブロック、四国・九州ブロックとする。

3 職能別の代議員は学術部会より2名、地域連携部会より2名、民間団体部会より2名とする。

4 代議員の選出に必要な細則は別に定める。

5 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。

6 代議員の選出は、3年に一度実施し、代議員の任期は選任の3年後までとする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選任することができる。または、代議員会において選任することができる。

8 補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

第4章 代議員会

(種類及び構成)

第12条 本会の代議員会は、定時代議員会と臨時代議員会の2種とする。

2 代議員会は、代議員をもって構成する。

3 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(開催)

第13条 定時代議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時代議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。

(2) 議決権を有する代議員5名以上は、理事長に対し、臨時代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して臨時代議員会の招集を請求することができる。

(権限)

第14条 代議員会は、次の事項及び法令に規定する事項に限り決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任又は解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 公益目的事業の廃止
- (6) 解散、継続合併の承認
- (7) 残余財産の処分
- (8) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (9) その他、代議員会で決議するものとして定款で定められた事項

2 代議員会は、あらかじめ代議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招集)

第15条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 理事長は、臨時代議員会開催の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事が臨時代議員会を招集することができる。

3 代議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 代議員会の日時及び場所
- (2) 代議員会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
- (3) 代議員会に出席できない代議員が議決権を代理行使する場合の委任状様式及び提出期限。

(招集通知)

第16条 理事長は、少なくとも代議員会の14日前までに、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的記録により、招集通知を発しなければならない。

第17条 代議員会の議長は、大会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 代議員会は、総代議員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 代議員会の決議は、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部の譲渡

- (5) 解散及び継続
- (6) 合併契約の承認
- (7) その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使)

第20条 代議員会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として代議員会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該代議員は、代理権を証明する委任状（書面または電子メール）をあらかじめ本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、代議員会ごとに行なければならない。

3 第1項の場合における第18条、第19条の規定の適用については、その代議員は代議員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 代議員会の議事については、議事録を作成し、議長及び代議員会に出席した代議員は議事録の承認を行う。

2 代議員会の議事の要領及び議決した事項は、学会のホームページ等で会員に通知する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
大会長 1名
地域別理事 5名
職能別理事 6名
指名理事 若干名

- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第23条 理事長、地域別理事ならびに職能別理事の候補を選出するため、代議員による理事長候補推薦選挙及び理事候補推薦選挙を行う。

2 代議員は理事長候補推薦選挙、理事候補推薦選挙に立候補することができる。

3 地域別理事候補は代議員会が定める地域ブロックの区分により、職能別理事候補は代議員会が定める職能別の区分により、それぞれの区分に属する代議員の互選により選出する。

4 理事及び監事は、代議員会において選任される。この決議は各候補者ごとに行う。

5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

6 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

7 理事長は、指名理事候補者を推薦することができる。

8 役員を選任に関する細則は、代議員会の議を経て別に定める。

(理事等の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、この定款及び法令で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は本会を代表しその業務を執行する。

3 理事は本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が理事会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を代議員会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第 26 条 理事並びに監事の任期は、3 年とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事が辞任により退任した場合、代議員会において選任する。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事で、任期中に当会会員資格を喪失した者は、その資格を失う。

(役員退任)

第 27 条 役員は、いつでも辞任することができる。

(報酬等)

第 28 条 会員である役員は無報酬とする。その他の役員の報酬は、理事会で定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 代議員会の議案等の決定
- (5) 細則等の制定, 変更, 廃止

(開催)

第 31 条 理事長は概ね半年に一度定例理事会を開催する。

2 理事会は定例理事会以外に次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 14 日以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 25 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長以外の理事及び幹事から請求があった場合を除く。

2 理事長は、前条並びに前項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数及び議決)

第 34 条 理事会は議決に加わることができる理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、理事会に出席した理事長及び監事は議事録の承認を行う。

第7章 大会及び委員会

(大会)

第36条 大会を年1回開催する。

- 2 大会長を、大会開催の前年度の理事会において定める。
- 3 その他大会の組織及び運営等については、理事会の議決を経て定める。
- 4 その他大会に関する規程は別途定める。

(編集委員会)

第37条 本会に、定期刊行物を発行するために編集委員会を置く。

- 2 編集委員会の任務及び運営等については、理事会の議決を経て定める。

(その他の委員会)

第38条 本会に前条に定めるもののほかに委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置、任務、運営等については、理事会の議決を経て定める。

第8章 財産及び会計

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みに関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の承認を経て、学会会員に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に次の書類を理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類は、その内容を学会会員に対し書面等で報告しなければならない。

(剰余金)

第41条 本会の決算において剰余金が生じた場合は、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配はしないものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本会の定款を変更するときは、代議員会の決議を経なければならない。

(解散及び残余財産の帰属)

第43条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 代議員会による解散の決議があったとき
- (2) 合併（当該合併により本会が消滅する場合に限る。）
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 裁判所による解散命令があったとき

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第44条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第45条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 事務局及び職員

（事務局及び職員）

第46条 本会の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局職員は、理事長が任免する。

3 事務局職員の勤務条件及び給与等は理事長が決定する。

第13章 オンライン審議および電子メール審議

（オンライン審議の実施）

第47条 感染症などの社会的理由等において対面審議が困難な場合、オンライン審議を実施することができるものとする。

2 オンライン審議で取り扱いができる議題は、対面審議に準ずるものとする。

（電子メール審議の実施）

第48条 速やかな審議を行うため、電子メール審議を実施することができるものとする。

2 電子メール審議については別に規程を定める。

第14章 附則

（委任）

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて法令の定めるところによる。

令和2年12月16日施行

令和3年3月2日改定

別表 代議員選挙区分表

(地域別) 各ブロック 2人

ブロック区分 都道府県名

東北・北海道ブロック：北海道，青森，岩手，宮城，秋田，山形，福島

関東・甲信越ブロック：東京，茨城，栃木，群馬，埼玉，千葉，神奈川，新潟，山梨，長野

東海・北陸ブロック：富山，石川，福井，岐阜，静岡，愛知，三重

関西・中国ブロック：滋賀，京都，大阪，兵庫，奈良，和歌山，鳥取，島根，岡山，広島，
山口

四国・九州・沖縄ブロック：徳島，香川，愛媛，高知，福岡，佐賀，長崎，熊本，大分，
宮崎，鹿児島，沖縄

(職能別) 各職能 2人

学術関係：大学・研究機関等

地域連携関係：地域自殺対策推進センター等の行政関係者等（都道府県，市町村），政策関係者等

民間団体関係：自殺対策に取り組む民間団体等

発足時の代議員は地域別，職能別の関係者の互選・推薦にもとづき，理事会で候補者を選任する。